

地域活性化総合特別区域の第4次指定に伴う留保条件について

地域活性化総合特別区域の名称	地方公共団体の名称	留保条件
群馬がん治療技術地域活性化総合特区	群馬県	<p>以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業の集積・連携等に係る具体的な対応策を検討すること。
地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区	滋賀県	<p>以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診受診率の向上のためにどのようなインセンティブを与えるか、具体的な方策を示すこと。 ・ 生活習慣病の予防について <ul style="list-style-type: none"> ① 健康指導の場所として、フィットネスクラブ以外のバリエーションを検討すること。 ② その対策として、「歩きやすいまちづくり」について、具体的に提示すること。
奈良公園観光地域活性化総合特区	奈良県	<p>以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業法の緩和要望については、①旅行業務取扱管理者の資格取得制度の緩和に係るものか、②商品開発に係る業務について取扱管理有資格者の緩和を要望するものであるか、を明確にすること。 ・ 民間企業等の取組について具体的なロードマップを作成すること。また、外国人客の誘致策について具体的な取組を示すこと。 ・ 文化財保護法等の規制緩和要望については、実情をよく踏まえた上で具体的な提案とすること。
千年の草原の継承と創造的活用総合特区	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町	<p>以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの個人・団体で協議会が組織されているが、ナショナル・トラストの事例も参考として、改めて「核」となる主体も含めて戦略的、統合的推進体制について検討すること。また、財源の確保策についても併せて検討すること。 ・ 農業を中心とした産業振興については、あか牛の生産振興以外の方策について検討すること。 ・ 車での観光の視点を意識して（やまなみハイウェイ等）、久住高原も含めたエリアでの取組を検討すること。